



# 日刊 動力労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (22) 7207 番

93.8.16 No. 3843

# 8月15日

# 二度と侵略の銃をとらないために

## 48回目の 「敗戦記念日」

### PKO派兵下 ごめんからニジモ...

八月十五日、あの忌まわしき一五年戦争の敗戦から四八周年のこの日を、われわれは心の底から、そして改めて認識し、弾劾しなければならぬ。とりわけ心して見なければならぬことは、今年の敗戦四八周年がPKO派兵下という、侵略国家体制へと大きく踏み出したもとの、歴史を画する分岐点の中で迎えたということである。「戦後のタブー」を次々と破りつつ、一切の戦争責任を明確にしないまま(戦後補償さえ遺棄しながら)、アジア(カンボジア)へと自衛隊を派兵し、

それを既成事実化してきたこと。「国際貢献」の美名を衣にまとい、それを万能化させ、海外派兵(侵略のための国軍)を正当化していること。この一五年戦争は侵略がアジア人民にもたらした苦勞と悲惨は、改めて言を待たない。日本帝国主义は、三千万人のアジア民衆を虐殺したことのみでなく、植民地としてのありとあらゆる辛酸辛苦を強いたのだ。今日に至る問題となつては、朝鮮人従軍慰安婦の戦後補償問題さえ氷山の一角であり、この過程には、どれほどの朝鮮アジア人民が強制連行され、どれほどの強制労働が行なわれたのか! どれほどの犠牲が強いられたのか! われわれは「日の丸・君が代」日本帝国主义が行なつた虐殺の歴史を、

繰り返してはならない。そして天皇の戦争責任を断固追及していかなくてはならない。今日のPKO派兵が、再び「英霊」を生み出し、暗黒の時代へと踏み出している今、そして経済基盤をアジアに立脚する日本の権益の確保のために、又も、アジア人民の血が流されんとしている。われわれは、「二度と侵略の銃を取るな」を「時流」に流されるものにしてはならない。PKO派兵という緊迫する状況であるがゆえに、何度でも、そして決意も新たに、問い直されなければならない!

反戦平和を担う全ての者は、普遍的理念を逸脱させることがあってはならない!



日本軍による住民虐殺犠牲者の遺骨 マレーシア ネグリセンピラン州パティンギ村 (1942年3月16日) (発掘は1982年)

# も知らないうちに

実際、われわれの知らないうちに、日本は国家としての性格をどんどん変貌させている。ここでは、「防衛白書」を手がかりとして、現在の日本がどこへ向かっているのかを確かめておきたい。

初めて防衛白書が出されたのは七〇年だが、ここではまだ憲法の存在を強く意識したものであった。大きく言って八〇年までは憲法は主として軍事力を規制するものとして意識されていたが、八〇年代に入ってから軍事力それ自体ではなく、増強された軍事力の行使の範囲を制約するものとし意識されなく

なる。そして、いくつもの基本的な言葉が防衛白書から消えてなくなる。まず八〇年白書から「防衛に関する国民的合意の必要」が消えた。八八年白書からは「シビリアンコントロール」に関する記述がバツサリ削除され、八九年白書では何と「専守防衛」が消え、「非核三原則を国是として堅持」という記述もなくなった。また、「わが国が憲法上、集団的自衛権を行使し得ないこと」によって「わが国の領域外で米国の攻撃されるも、わが国はこれを防衛する義務を負わない」という記述が削除され、「米国との共同訓練、

共同研究など相互協力によって安保体制を実効性あるものにする」との記述が登場する。ところがこれがさらにならりと変わるのが九一年白書である。九一年白書では、それまでずっと「防衛政策の基本」という章の冒頭第一節に置かれて「憲法と自衛権」という節が、ごくつけ足しの後に回されてしまい、「防衛努力の重要性」が冒頭に置かれるという構成がとられたのである。ここで言う「防衛努力」とは、「自衛隊の強化と対米軍事分担の拡大を結合したものの」と定義された。

## 海外の権益を

# 軍事力びつたるべきを公言

こうした「防衛力」の考え方の変貌を受けて、ある防衛庁幹部は「朝日新聞」(九一年九月二九日)の連載企画のなかで、「今後のアジアの安定は結局『大東亜共栄圏』と日米安保の統合によって進められるだろう」と書くまでに至っている。また、今年二月の「自衛隊隊友会」の機関紙では次のように主張され

ている。「外国で働いている何十万の邦人の生命が危機に瀕したら誰が守るのか。海外に投資されている我が国の資産は誰が守るのか。世界の隅々まで広がっている日本のシーレーンは誰が守るのか」と。つまり、われわれが当然のことと思っていた「専守防衛」など、権力側は、

とつくのとうにかなぐり捨ててしまっているのだ。「防衛力」の基本的な考え方は、「海外に広がった日本の権益を軍事力で守る」ことに大転換しているのである。「海外の権益を軍事力で守る」とは、ようするに、いざとなったら侵略戦争にでぞ、ということだ。

「戦力」に関する防衛庁の見解の変化

50年代	「攻撃用に用いられる兵器についてはこれを保持することが許されない」
60年代	「攻撃的脅威を与える兵器についてはこれを保持することが許されない」
70年代	「性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器については、いかなる場合においてもこれを保持することが許されない」
80年代	「性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器についてはこれを保持することが許されない」(「いかなる場合においても」が消えた)

# 無限大の拡大解釈

こうした動きに合わせて、「防衛」上のさまざまな考え方がどんどん変えられている。PKO法の成立の過程で、憲法や自衛隊法で禁止されている「海外派兵」や「武力行使」という概念が一八〇度変えられてしまったのは言うまでもないことだが、他にも例えば、「戦力はこれを保持しない」という場合の「戦力」の解釈、「自衛権を行使する」という場合の「地理的範囲」の解釈等々、全てが無限大に拡大解釈されてきている。紙面の都合上、ここでは、「戦力」の解釈がどのように拡大されてき

たかだけを別表で示すことにする。しかし、別表のとおり、これではどんな軍事力を持つとうと、「戦力」を持ったことにはならないと言っているのと同じである。日本はもうすでにここまで来てしまっている。今回提起したことは、日本の国家としての変貌のひとつの側面にすぎない。しかしここには、「五五年体制の崩壊」や「政界再編」という問題が、パズルの組合せか何かのように語られているその背後で進行している真実の姿が見えてくる。